

青葉区公告第 129 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、介護保険法第 143 条及び地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 29 日

横浜市青葉区長 中島 隆雄

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	杉本 佳実
送達する 書 類 名	横浜市介護保険料等還付通知書（令和 8 年 8 月送付分）	
(注意)		
地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		